

平成16年度第 2 回法務委員会議事抄録

日 時 平成16年 5月18日 (火) 1300～1800
場 所 操縦士協会事務局会議室

記

1. 前回議事録の確認
2. JEX熊本インシデントの問題点
重大インシデントに至る過程がどうなっていたのか資料がないので論議できない。
管制に関する資料もない。JAL-Jから出向している管理職がいるので、委員長及び
JAL-Jの委員が事情を聞いてみることにする。
3. 関口先生の新しい論文【航空事故調査制度の課題とあるべき展開】を今月28日のT
FOS (航空運航システム研究会) の総会場で入手し、来月の委員会に継続する。
担当委員に依頼。
自己負罪拒否特権の考え方については、そもそも事故調査報告書や公判調書に真実
が反映されれば黙秘する必要がない。当局にてそのような環境が整うよう我々の取り
組みが必要である。
自己負罪拒否特権を盾に取ると、PILOTのエゴと誤解される恐れがあることに注意
する必要があると思われる。
4. 大分、宮崎地方検察庁訪問報告
5月11日、12日委員長が大分・宮崎事故裁判記録の閲覧、謄写のため両地方検察
庁とも謄写はカメラによる撮影に限られ、かつ電源は電気代を理由に使用が許可され
ないので今後注意が必要である。
5. 事故裁判記録入手後の注意点、ならびに利用の仕方について
昭和39年の大分富士航空コンペア240事故、昭和44年宮崎全日空YS-11事故の警察、
検察に於けるPILOTの供述調書、公判記録等、各々千ページ以上にのぼる資料を入
手したが、いずれも「個人名を明らかにしない」「調査、研究以外の目的に使用しない」
等、誓約書を取られているので取り扱いに注意する必要がある。
将来にわたって目的外使用が発覚すれば当事者に迷惑がかかり協会も信頼を失う結
果になりかねない
・ CD化したファイルの冒頭に上記趣旨を記したファイルを添付し、注意喚起を図る。
・ 供述調書をRAW DATAに近い形で会員に伝える事が出来れば大変勉強になるので、
今後方法の検討を行う事が適当。
・ 供述調書を参考に【事故に遭遇した時】を見直すこと。
6. その他
委員長より、今期法務委員長がJAL-JのK機長(B777)に決定している旨報告
があった。
先日のマスコミ向けセミナーで委員長が実施したプレゼンテーションがWing紙(4月
11日号)に鍛治荘一氏により紹介された。
今期、委員の補充を図る事を確認した。

次回法務委員会は6月15(火)開催

以上